



茨木市の総合事業 ～令和4年度の新しい取り組みについて～

令和4年12月に茨木市の総合事業を紹介した「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のご案内」（パンフレット）を改定しました。

今回は、総合事業のサービスの中で今年度の新しい取り組みや拡充した内容についてお知らせします。

[「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のご案内」](#)

（以下で記載するページ番号は、上記パンフレット内の掲載ページです）

1 新しい取り組み

訪問栄養指導（短期集中）【P.6】

管理栄養士が訪問し、利用者の栄養状態の確認及び改善に向けてのアドバイスを行います。

- 対象者 栄養改善型配食を利用し、かつ低栄養（※）に該当する方
（※）BMI20未満かつここ6か月で2kg以上の体重減少がある。
- 利用回数 およそ3～6か月未満の期間で全3回、1回30分～60分程度
- 利用料 無料

栄養改善型配食【P.7】

食事の準備や料理が困難な方に対して、配食サービス事業者が定期的な食事の配達を行います。

- 利用回数 週1～3回、1日に複数回利用することはできません。
- 利用料 介護保険負担割合に「1割」と記載がある方は、
1食につき410円、それ以外の方は、1食につき510円



※令和5年度から「訪問栄養指導」の利用要件（栄養改善型配食の利用）について見直しを検討しています

2 取組みの拡充（利用場所の追加）

短期集中リハビリトレーニング【P.4】

3か所(R3)⇒4か所(R4)

「歩くことが不安で外出しにくくなった」「掃除や買い物など家事がしにくくなった」などの状態にある方に対し、理学療法士や栄養士など専門職が短期間・集中的に支援することにより、生活機能の改善を図ります。

- 利用回数 およそ3か月の期間で、
1回120分程度を全12回
- 利用料 無料
- 送迎 必要に応じて実施
- 利用場所 ・介護老人保健施設ひまわり ・ケアセンター喜楽
・在宅複合型老人介護施設天兆園
・西河原デイサービスセンター（令和4年5月より）



＜R3年度終了者の1年後の状態（要介護度の比較）＞

改善	維持	悪化
21.4%	57.1%	21.4%

78.6%の方が維持・改善しています！

コミュニティデイハウス【P.5】

18 か所(R3)⇒20 か所(R4)

住民が運営する家庭的な雰囲気施設の、食事のサービスや生活機能の維持・向上のための体操・趣味活動等を行います。

- 追加コミュニティデイハウス（令和4年4月より）
 - ・てくてく東奈良（東奈良二丁目）
 - ・たまちゃん（水尾二丁目）

3 リハビリテーション専門職同行訪問【P.9】

市のリハビリテーション専門職（理学療法士）が地域包括支援センターやケアマネジャーとご自宅を同行訪問し、身体の状態にあわせた運動方法や生活環境の改善アドバイスを行います。

- 対象者 65歳以上のすべての方
※ 現在は、要支援・事業対象者・認定を受けていない方を中心に訪問しています
- 利用方法 地域包括支援センターまたは長寿介護課(介護予防係)へご相談ください。
- 利用料 無料
- 時 間 1回1時間程度
- 利用回数 1回（身体の状態によって、その後2回まで訪問可能）



＜令和4年度実績（11月時点）＞

- 体 制 理学療法士 **3** 人
- 訪問数 **144**件
- 提案した内容（重複あり）
 - ・短期集中リハビリトレーニング 54人（37.5%）
 - ・通所型従前相当サービス等 19人（13.2%）
 - ・一般介護予防事業、地域活動等 58人（40.2%）
 - ・福祉用具、住宅改修の助言 62人（43.1%）など

～ケアマネジャーからの声～

明確な目標を設定してサービス
を利用するきっかけになった

利用者が自身の体の状態を客観視
でき、必要な支援につなげることが
できた



介護給付適正化担当
テキセイカ

パンフレットには、今回紹介した取り組みも含めた総合事業全体について掲載していますので、この機会にぜひご確認ください！
最新のパンフレットは市のホームページで見られるほか、長寿介護課でも配布しています。

COLUMN

介護給付適正化とは？

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すこと。適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するもの。

【出典：厚生労働省】